

令和8年度（令和7年分）

町県民税申告相談のお知らせ

○申告相談の御案内について

申告が必要と思われる世帯へ、相談の日時等を記載した封筒を送付いたします。封筒が届かない場合や、指定の相談日に都合がつかない場合は、町民税務課税務グループまでご連絡ください。

○申告相談の日程について

相談日	曜日	対象地区	相談日	曜日	対象地区
2月2日	月	下宿・黒滝・八幡町	2月25日	水	豊田
3日	火	川端・庚申町	26日	木	上宿・駒籠
4日	水	今宿・本町	27日	金	駒籠
5日	木	東町	3月2日	月	鷹巣1・栄町
6日	金	里・二丁目	3日	火	上ノ原
9日	月	新町・海谷	4日	水	川前・南通
10日	火	海谷	5日	木	来迎寺
12日	木	田沢下・愛宕町	6日	金	次年子・鷹巣2
13日	金	岩ヶ袋	9日	月	佐田町・曙町
16日	月	岩ヶ袋・小菅	10日	火	横町・新山寺
17日	火	四日町	11日	水	田沢上
18日	水	鷹巣3	12日	木	仲通・桂木町
19日	木	坂ノ上・白鷺	13日	金	大浦
20日	金	井出・緑町	16日	月	予備日(午前のみ)
24日	火	朝日町・豊田			相談時間～11時まで

○相談時間 午前9時～4時00分

- ※ 世帯ごとに相談時間を指定しております。送付した案内をご覧ください。
- ※ 最終日の3月16日(月)は、午前のみ申告相談を行います。(受付終了：11時00分まで)

○相談会場 役場3階 大会議室

申告手続には

マイナンバーの記載 + 本人確認書類の提示

が必要です。マイナンバーカードか通知カードを必ず持参してください。

○申告会場の混雑緩和のため、以下の点にご協力ください

少人数でのご来場

会場にお越しになる方は、世帯を代表して1名でのご来場にご協力ください。介助を要する等の理由があり複数名でお越しになる場合においても、必要最低限の人数でお越しください。

また、発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに後日あらためてご来場くださるようお願いいたします。

指定時間でのご来場

会場の混雑緩和のため、世帯ごとに相談時間を指定していますので、指定した時間でのご来場にご協力ください。指定時間でのご来場ができない場合は、ご連絡いただきますと、別日でのご案内をさせていただきます。事前にご連絡がなく、指定時間以外でご来場された場合、指定時間の方の申告相談を優先させていただきますのでご了承ください。

○申告相談における留意事項

医療費控除やセルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けられる方は、医療費控除の明細書の添付が必須になります(領収書の提示のみでは控除を受けることができません)。事前に明細書を作成のうえ、申告相談へお越しください。

営業、農業、不動産所得がある方で、帳簿を作成していない方が見受けられます。帳簿の作成及び保存は白色、青色申告を問わず平成26年から義務付けされており、税務調査等の際に提出を求められる場合がありますので、必ず作成のうえ関係資料と合わせて5年間保存してください。

短時間での申告相談にご協力ください。申告資料の集計がなされていないなどの理由により、申告に時間を要する方に関しましては、資料をおまとめいただいてから、再度申告相談をお願いする場合がございます。予めご了承ください。

申告等に関してご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください

■町民税務課 税務グループ ☎35-2111（内線125・126）

e-Tax(電子申告)・スマホ申告が便利です！

～自宅でできる！！24時間いつでもできる！！還付が早い！！～

詳しくは、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)

をご覧ください。

右記QRコードから作成ページへアクセスできます。→

